

## 「令和6年度 北海道芽室高等学校の部活動に係る活動方針」

### 活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道芽室高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定することとした。
- ・部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- ・また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- ・本校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- ・本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりしない。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 設置する部活動

本校は今年度、次の部・局を設置する。

##### ○体育系部（13）

- ・野球部 ・サッカー部 ・陸上部 ・男子バスケットボール部
- ・女子バスケットボール部 ・女子バレーボール部 ・バドミントン部
- ・ソフトテニス部 ・卓球部 ・ダンス部 ・テニス部 ・山岳部 ・スケート部

##### ○文化系部局（9）

- ・吹奏楽部 ・茶道部 ・美術部 ・写真部 ・書道部 ・ボランティア部
- ・新聞局 ・放送局 ・図書局

#### (2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・連絡先：TEL 0 1 5 5－6 2－2 6 2 5      FAX 0 1 5 5－6 2－2 6 2 4

E-m a i l    memuro-jimu@hokkaido-c.ed.jp

担 当：「部活動に係る相談窓口（教頭）」

#### (3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成

- ・「部活動顧問」は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成する。

- ・部活動顧問は、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を保護者へ配布する。

#### (4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・本校は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部の設置に努める。
- ・本校は、可能な限り部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築をはかる。
- ・本校は、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議等）を定期的に設ける。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

### (1) 運動部活動における適切な指導

- スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

### (2) 文化部活動における適切な指導

- 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

## 3 適切な休養日等の設定

- ・部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

### (1) 休養日の設定

学期中の休養日の設定については、次のとおりとする。

- ・週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。）。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日等に振り替える。
- ・学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。

- ・休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

## (2) 活動時間の設定

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。
- ・なお、活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

## (3) 高等学校段階における弾力的な休養日等の設定

次の部活動については、下記の休養日及び活動時間の弾力的な設定の範囲内での活動を行うことができるものとする。その際、学校全体として、持続可能な部活動の運営体制の構築を図る。

### 設定を行う部活動

- ・野球部 ・サッカー部 ・陸上部
- ・男子バスケットボール部 ・女子バスケットボール部
- ・女子バレーボール部 ・バドミントン部 ・ソフトテニス部
- ・吹奏楽部

### 休養日の弾力的な設定

- ・学期中は、平日に週1日以上、週末又は祝日に月1日以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日を休養日とする（週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

### 活動時間の弾力的な設定

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は長くとも16時間程度とする。

## (4) 方針策定・運用に当たっての留意事項

本校は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たり、国のガイドラインの基準や「道立学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

## 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 部活動の設置、統廃合

本校は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たり、国のガイドラインの

慮した上で、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行う。

## (2) 合同チーム等の編成

合同部活動の取組について、例えば、自校での練習を中心としながら、大会等の直前には合同練習を行うなど、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否について校長の承認を得る。

## (3) 部活動の地域連携

・学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

・地域の実情等に応じ、学校種を越え、中学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

・地域や学校の実情に応じて、地域で実施されている地域クラブ活動と同じ分野の部活動について、休日の練習を共同実施することや、休日に限らず平日においても、連携して活動することなどを検討する。

・地域の実情に応じて必要な場合は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等について生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

本校は、本方針の「3 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等(地域からの要請により参加する地域の行事、催し物等を含む。以下同じ。)の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

## 6 部活動の充実に向けて

### (1) 部活動顧問等と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、部活動顧問は次のことを遵守する。

- ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とする。
- ・指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為をしない。

**(2) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり**

生徒の協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。

**(3) 女子の指導に当たっての留意点**

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

**(4) 家庭や地域との連携を図る取組**

校長及び部活動顧問は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けることなどに協力し、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

**(5) 障がいのある生徒の部活動の充実**

校長及び部活動顧問は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

**終わりに**

本校は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。